

監査結果公表第6号

行政監査結果について

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、一般行政事務の執行についての監査を執行したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

平成28年3月31日

四日市市監査委員	伊藤	晃
同	廣田	正文
同	中村	久雄
同	樋口	龍馬

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第2項の規定に基づく一般行政事務の執行について（行政監査）

2 行政監査のテーマ

貸付金にかかる債権管理について

3 監査の目的

貸付金制度は、さまざまな行政政策上の目的のため、市民等に対して必要な資金の貸付けを行う公的融資制度である。本市においても、市民福祉の増進や教育の振興などのため、各種貸付金制度を設け、その運営を行ってきたところである。

これらの制度が所期の目的を果たすためには、資金を必要とする市民等に効果的に活用されることのほか、内部事務として適正な債権管理がなされることが重要となる。

そこで、市が個人に対して直接貸付を行う制度について、貸付金制度が十分利用されているか、公正かつ公平な徴収が確保されているか、関連する法令等に基づき適正に制度運営が行われているか等債権の管理状況について調査・検証することにより、今後の適正な債権管理事務の執行に資することを目的とする。

4 監査の着眼点

(1) 貸付事務について

ア 貸付事務は適正に行われているか

貸付の根拠や目的は適正か、法令等に従い適正に行われているかなど

イ 利用者への周知は適切になされているか

利用者への周知は適切か、利用者のニーズは捉えているか、有効活用がなされているかなど

(2) 債権管理事務について

ア 債権管理事務は適正に行われているか

債権管理台帳などの債権記録は適正に管理されているか、償還は計画通り行われているかなど

イ 滞納整理事務は適正に行われているか

滞納者に対し、督促等必要な措置をとっているか、不納欠損処分等の事務処理は適正に行われているかなど

5 監査の対象

個人に対して直接貸付を行う制度で、平成26年度に貸付金として支出したもの、償還金として収入したもの、支出等の実績はないが制度として存続しているもの及び制度自体は終了しているものの収入未済金（未収金）がある以下のものを対象とする。

名 称	所 属
災害援護資金貸付金	健康福祉部健康福祉課
福祉資金貸付金	健康福祉部健康福祉課
住宅新築資金等貸付金	都市整備部市営住宅課
四日市市奨学資金	教育委員会教育総務課
市立四日市病院就職準備資金	市立四日市病院総務課

6 監査の期間

平成27年12月22日から平成28年2月3日まで

7 監査の実施方法

監査対象所属に対し監査調書及び関係資料の提出を求めて審査を行うとともに、関係職員からのヒアリングや現地における関係書類の調査等を行い、監査を実施した。

第2 監査対象の概要

1 概況

名 称	貸 付	最終貸付 年度	償 還	最終償還 年度	滞納	根拠 条例等
災害援護資金	無	昭和51年度	無	昭和61年度	有	有
福祉資金	終了	平成13年度	無	平成20年度	有	廃止
住宅新築資金等	終了	平成8年度	有	平成33年度	有	廃止
奨学資金	終了	平成19年度	有	平成30年度	有	有
就職準備資金	有		有		無	有

【災害援護資金】

昭和52年度以降貸付対象となる災害が未発生のため貸付はないが、滞納（67人（平成26年度末現在。以下同じ。）が発生している。貸付事務、償還事務については、現存する資料により調査を行ったが、概ね適正になされていた。

① 根拠

災害弔慰金の支給等に関する法律、四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例

② 制度施行年月日

昭和49年4月1日

③ 目的

暴風、豪雨等の自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

④ 収入未済額及び不納欠損額の推移

単位：円

		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率 (%)	不納欠損額
26年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	9,622,698	6,300	9,616,398	0.07	0
25年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	9,634,698	12,000	9,622,698	0.12	0
24年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	9,651,698	17,000	9,634,698	0.18	0
23年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	9,733,498	81,800	9,651,698	0.84	0
22年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	9,860,498	127,000	9,733,498	1.29	0

【福祉資金】

貸付は終了しており、滞納（77人）が発生している。貸付事務、償還事務については、現存する資料により調査を行ったが、概ね適正になされていた。

① 根拠

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（平成13年度末失効）、四日市市福祉資金貸付けに関する条例（平成13年度末廃止）

② 制度施行年月日

平成48年4月1日

③ 目的

同和地区における低所得世帯の経済的自立と生活意欲の助長を図るため、当該世帯に対し福祉資金の貸付けを行うことにより、その福祉の増進に寄与することを目的とする。

④ 収入未済額及び不納欠損額の推移

単位：円

		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率 (%)	不納欠損額
26年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	83,639,471	1,613,228	81,763,254	1.93	262,989
25年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	84,742,051	1,102,580	83,639,471	1.30	0
24年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	85,827,332	1,085,281	84,742,051	1.26	0
23年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	87,728,768	1,901,436	85,827,332	2.17	0
22年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	89,671,335	1,942,567	87,728,768	2.17	0

【住宅新築資金等】

貸付は終了しており、滞納（61人）が発生している。貸付事務、償還事務については、現存する資料により調査を行ったが、概ね適正になされていた。

① 根拠

地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（平成13年度末失効）、四日市市住宅新築資金等貸付けに関する条例（平成13年度末廃止）

② 制度施行年月日

昭和48年4月1日

③ 目的

歴史的、社会的理由により、生活環境の安定的向上が阻害されている地域における環境の整備改善を図るため、住宅新築（購入を含む）、改修または住宅の用に供する土地の取得について必要な資金の一部を貸付け、生活基盤の確立と住環境の改善を図ることを目的としている。

④ 収入未済額及び不納欠損額の推移

単位：円

		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率 (%)	不納欠損額
26年度	現年度	9,410,454	4,003,348	5,407,106	42.54	0
	過年度	277,153,783	7,764,513	269,389,270	2.80	0
25年度	現年度	11,316,972	6,049,023	5,267,949	53.45	0
	過年度	282,159,435	10,273,601	271,885,834	3.64	0
24年度	現年度	10,454,140	4,212,087	6,242,053	40.29	0
	過年度	284,923,600	9,006,218	275,917,382	3.16	0
23年度	現年度	11,373,507	4,180,395	7,193,112	36.76	0
	過年度	295,941,324	18,210,836	277,730,488	6.15	0
22年度	現年度	14,135,368	5,654,053	8,481,315	40.00	0
	過年度	298,485,145	11,025,136	287,460,009	3.69	0

【奨学資金】

旧楠町が合併前に行っていた事業を合併後引き継いだもので、貸付は終了しており、滞納（2人）が発生している。貸付事務、償還事務については、現存する資料により調査を行ったが、概ね適正になされていた。

① 根拠

四日市市奨学資金貸与要綱

② 制度施行年月日

平成17年2月7日

③ 目的

合併前の楠町民の子で優秀なる学徒でありながら経済的理由により修学困難なるものに対して学資を支給する。

④ 収入未済額及び不納欠損額の推移

単位：円

		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率 (%)	不納欠損額
26 年度	現年度	478,800	442,800	36,000	92.48	0
	過年度	361,400	85,000	276,400	23.52	0
25 年度	現年度	277,200	277,200	0	100.00	0
	過年度	406,400	45,000	361,400	11.07	0
24 年度	現年度	296,400	296,400	0	100.00	0
	過年度	488,400	82,000	406,400	16.79	0
23 年度	現年度	332,400	296,400	36,000	89.17	0
	過年度	482,400	30,000	452,400	6.22	0
22 年度	現年度	328,800	292,800	36,000	89.05	0
	過年度	666,400	220,000	446,400	33.01	0

【就職準備資金】

貸付は継続中かつ滞納は発生していなかった。貸付事務、償還事務については、概ね適正になされていた。

① 根拠

市立四日市病院就職準備資金貸付条例

② 制度施行年月日

平成21年4月1日

③ 目的

市立病院において助産師及び看護師の確保が困難な状況に鑑み、看護師等として市立病院に就職しようとする者に対し、就職準備資金を貸し付けることにより、市立病院における看護師等の確保を図り、もって病院医療サービスの質の向上に資することを目的とする。

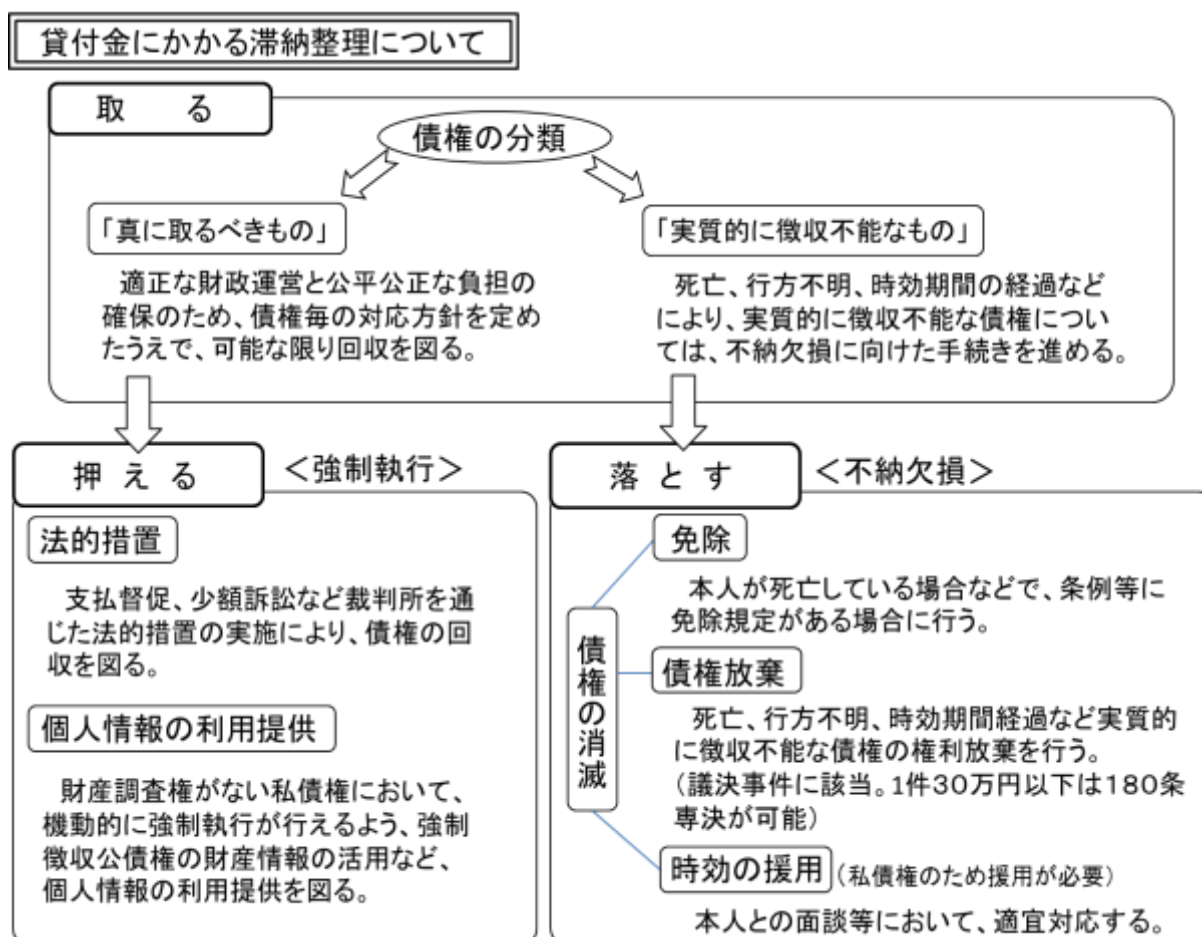
④ 収入未済額及び不納欠損額の推移

単位：円

		収入調定額	収入済額	収入未済額	収納率 (%)	不納欠損額
26 年度	現年度	641,666	641,666	0	100.00	0
	過年度	0	0	0	—	0
25 年度	現年度	458,333	458,333	0	100.00	0
	過年度	0	0	0	—	0
24 年度	現年度	650,000	650,000	0	100.00	0
	過年度	94,447	94,447	0	100.00	0
23 年度	現年度	283,333	188,886	94,447	66.67	0
	過年度	0	0	0	—	0
22 年度	現年度	0	0	0	—	0
	過年度	0	0	0	—	0

なお、滞納整理事務に関しては、「2 督促」以下のとおりであるが、その概要として「貸付金にかかる滞納整理について」を下に記載する。

各貸付金とも貸付終了後相当の期間を経過していることから、全ての債権の回収を図ることは困難な状況にあるが、債権ごとに十分に分析を行い、より明確な方針を決定し、方策を実施していくことが望まれる。



2 督促

次の貸付金について、督促状が発送されていなかった。

【災害援護資金】【福祉資金】【住宅新築資金等】

貸付金は私債権に分類されるが、地方自治法施行令第171条の規定に基づき、履行期限までに履行しない者がいるときは、期限を指定してこれを督促しなければならないこととされている。また、地方自治法第236条第4項の規定により、時効中断の効力を有するものとされており、債権回収における重要な意味を持つ行為といえる。この規定については、原則として長にその行使又は不行使について裁量はないと判示されており、長の自由裁量行為ではないとされている。

法の要請するところは、履行期限が到来しても弁済がない債権については、適時、適切に督促を実施することであり、実務的にも督促の遅延は、債務者の弁済意欲への影響が大きく、債権の回収を困難にするものである。

なお、公債権については、20日以内に発するものと定められているが、私債権である貸付金については、発送の期限は特に定められていない。

3 資力調査

次の貸付金について、財産調査権を有していないことなどを理由に十分な資力調査がなされていなかった。

【災害援護資金】【福祉資金】【住宅新築資金等】【奨学資金】

資力調査により債務者の資産や業務の状況を把握することは、強制執行を行う場合だけでなく、徴収停止（「4 徴収停止」参照）などの緩和的な措置をとる場合にも必要であり、回収方針を明確化し、その方策を実施していくうえでも不可欠なものである。

税など強制徴収公債権は、法の規定により財産調査権を有しており、例えば金融機関の預金残高などを容易に調査することが可能である。一方私債権である貸付金は、このような財産調査に関する法的根拠を有していない。

（資力調査の方策例）

- ・積極的に面談の機会を設けることにより、臨戸訪問を行い、債務者の弁済の意思を確認するとともに、家屋などの不動産や自家用車の保有状況など債務者の現況確認を実施する。
- ・滞納整理事務を円滑かつ効果的に行うという観点から、強制徴収公債権など他の債権において保有する財産情報などの個人情報について、四日市市個人情報保護条例第9条に基づく利用提供を行う。

4 徴収停止

次の貸付金について、地方自治法施行令第171条の5の規定に基づく徴収停止が、適切になされていなかった。

【災害援護資金】【福祉資金】【住宅新築資金等】

徴収停止の要件に合致する債権でも措置がなされておらず、徴収の見込みのない債権を長期にわたって保有している状況が見受けられた。

徴収停止とは、履行期限後相当の期間が経過してもなお完納されない債権で、債務者が所在不明かつ差押可能な財産がない場合など、履行が著しく困難又は不適當な場合に、以後その保全、取立てをしないことができるとされている。

履行が停滞している債権についてこれを取り立てる場合における収入金額よりも、取立てその他の管理に要する費用の額が上回ると見込まれる場合において、債権管理上の明らかな費用倒れを避けるために、以後その債権について積極的に管理を行わないことを旨とするものである。①法人の事業休止、②所在不明、③少額のいずれかに該当する場合に、徴収停止することが可能となる。

なお、私債権である貸付金は、税など強制徴収公債権の執行停止と異なり、徴収停止に続く免除規定はなく、債権を消滅させるには債権放棄などを行うことが必要となる。

5 時効

次の貸付金について、分納誓約書の受理による債務承認など時効中断措置がとられていないものが見受けられた。また、時効期間を経過した債権について、援用をとれていないことなどを理由に適切な処理がなされていないものが見受けられた。

【災害援護資金】【福祉資金】【住宅新築資金等】【奨学資金】

私債権である貸付金の消滅時効の期間は、民法第167条第1項の規定により、10年とされている。返済期限の翌日から時効が進行することになるが、時効の中断事由として、民法第147条において、①「請求」、②「差押、仮差押、仮処分」、③「承認」の3つが定められている。①、②は裁判所の手続きを踏む必要があり、時間、費用等の問題が生じることになり、柔軟な対応がとりづらい面がある。③の承認は、滞納者が滞納していることを認めることであり、実務上、支払猶予の申請書や分割納付の誓約書を受理することが考えられる。また、地方自治法上の中断事由として、第236条第4項に督促が規定されている。

公債権は、時効の援用が不要であり、時効期間経過後、絶対的に債権は消滅することになる。一方、私債権は、時効の援用があつて初めて債権が消滅することになる。原則として、時効の援用について相手方に積極的に教示する必要はないとされ、時効期間経過後も請求したり、滞納債権を受領することができることとされている。

滞納者との面談の機会を積極的に設け、分割納付の申請書を提出させるなど承認制度の活用が十分になされていなかった。また、督促については、「2 督促」に記述のとおりである。

時効の援用に関しては、相手方に教示する必要はないものの、例えば今後も収入が見込めず、支払能力がないと客観的に判断できる場合などにおいて、援用権を行使するよう教示していくことが十分になされていなかった。

なお、国の場合、すでに消滅時効が完成しているもので、援用がなくても、援用をする見込みがある場合は、債権が消滅したものとみなして、不納欠損処理できる規則をもっている。本市においても、検討すべき事項と思われる。(第4 参考資料「債権管理事務取扱規則(昭和31年大蔵省令第86号)第30条」参照)

(参考) 自治体が扱う代表的な債権

債権の種類	公債権 又は私債権	強制徴収 又は強制執行	消滅時効の期間	時効援用 の要否
地方税	公債権	強制徴収	5年(地方税法第18条)	不要
国民健康保険料	公債権	強制徴収	2年(国民健康保険法第110条)	不要
介護保険料	公債権	強制徴収	2年(介護保険法第200条)	不要
保育園保育料	公債権	強制徴収	5年(地方自治法第236条)	不要
水道料金	私債権	強制執行	2年(民法第173条第1号)	要
下水道使用料	公債権	強制徴収	5年(地方自治法第236条)	不要
公立病院の診察料	私債権	強制執行	3年(民法第170条第1号)	要
公営住宅の家賃	私債権	強制執行	5年(民法第169条)	要
貸付金	私債権	強制執行	10年(民法第167条)	要

6 免除

次の貸付金について、条例等に定められた免除規定に該当すると考えられる債権が、措置がなされないまま、長期にわたり保有され続けている事例が見受けられた。

【災害援護資金】【福祉資金】

借受人が死亡した場合は免除できる規定があるものの、この要件に合致する債権でも措置がなされておらず、実質的に徴収不能なものを長期にわたって保有している。

災害援護資金に関しては、四日市市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条第3項において、償還免除については災害弔慰金の支給等に関する法律第13条第1項の規定によるものとされ、貸付けを受けた者が死亡したとき等は償還未済額を免除できる旨が規定されている。

福祉資金に関しては、四日市市福祉資金貸付けに関する条例第6条において、借受人が死亡したとき等は償還未済額を免除できる旨が規定されている。(廃止条例の附則で、すでに貸付されたものは廃止後もその効力を有する旨規定されている。)

なお、免除手続きについて、各条例施行規則により、申請書を提出しなければならないと規定されている。本人が死亡しているうえ、償還期間終了後相当な期間が経過しており、申請書の提出は困難であるが、条例の免除要件は満たしている。

7 債権放棄

次の貸付金について、実質的に徴収不能な債権で、債権放棄により債権を消滅させることが適切と思われる債権が、長期にわたり保有され続けている事例が見受けられた。

【災害援護資金】【福祉資金】【住宅新築資金等】【奨学資金】

債権放棄とは、市の債権を放棄することで、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、法令や条例に特別の定めがある場合を除き議決事件とされている。ただし本市においては、1件30万円以下の権利を放棄することは、市長において専決処分することができることとされている。(市長専決処分事項の指定について(昭和52年10月4日議決))

債務者が行方不明で時効期間を経過したものなど実質的に徴収不能な債権について、債権放棄がされていなかった。また、債権放棄に関する一連の事務手続きが確立されていなかった。

8 不納欠損

次の貸付金について、不納欠損処理の前提となる債権の消滅(免除、債権放棄、時効の援用など)について、適切な処理がなされていない事例が見受けられた。

【災害援護資金】【福祉資金】【住宅新築資金等】【奨学資金】

不納欠損は、すでに調定された歳入で徴収することができないと認定されたもので、四日市市会計規則第28条により、不納欠損書を作成し、処理するものとされている。

私債権である貸付金は、①時効の援用があった場合(「5 時効」参照)、②法令の規定により免除した場合(「6 免除」参照)、③議会の議決を得て権利放棄した場合(「7 権利放棄」参照)に債権が消滅し、不納欠損することが可能となる。不納欠損は、単に徴収不能というだけで適宜の認定により整理すべきものではないとされており、消滅時効が完成しても援用がない場合や滞納者が

行方不明や死亡した場合でも、権利放棄の議決を得る必要があるものである。

適正な財政運営と公平公正な負担の確保という観点から、引き続き可能な限り未収金の回収に努めていく必要がある。一方、貸付終了後相当な年数が経過し、回収の見込みのない債権を長期にわたって保有し続けているという実態もある。

上記「4 徴収停止」から「7 債権放棄」に関連して、債権の消滅がなされていないため、不納欠損処理に至っていないものが見受けられた。

第3 監査の結果

貸付金にかかる債権管理について、滞納整理事務は適切に行われているかを主眼に監査を実施した結果、次の意見のとおり、改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、改善等の措置を講じたときは、遅滞なく通知されたい。

【指摘事項】

(1) 契約事務について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 就職準備資金借用証書において、収入印紙の消印漏れ。 【市立四日市病院総務課】

イ 就職準備資金借用証書において、証書の日付と貸付日の不整合。 【市立四日市病院総務課】

(2) 文書管理について

次のとおり不適切な事例が見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。

ア 奨学資金借用証書において、必要事項の記載漏れ。 【教育総務課】

イ 奨学資金借用証書の現物が確認できないものがあった。 【教育総務課】

【意見】

(1) 実務面における改善について

督促状の発送や徴収停止、時効中断措置など実務面における課題がいくつか見受けられた。貸付から回収まで適正に行われていることを対外的に説明できるよう、漏れのない適切な事務処理を徹底するとともに、交渉などの記録を文書にして残すこと。 【改善事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】

(2) 滞納者への対応について

債権管理は公平性を第一に遂行するとともに、1件ごとに相手異なるため、一人ひとりの生活状況などを十分に踏まえたうえで、丁寧な対応を心掛けること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

(3) 債権管理の取組みについて

ア 債権の確認について、対応に漏れのないよう、滞納の有無にかかわらず、毎月末、半期ごとなど時期を決めて定期的に、また年度末には必ず、全件の確認を行うこと。 【改善事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

イ 債権の分類について、法的措置に移行するもの、不納欠損処理を行うものなど、個別債権ごとにしっかり切り分け、今後の対応方針を明確にすること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】

ウ 決算との関連について、未収金の回収は地味で時間もかかるが、決算上の貸借対照表の借方を確定するものでもあり、非常に重要な仕事である。1円違って決算が違ってくることになることを十分認識しながら取り組むこと。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

(4) 体制づくりとサポートについて

ア 所属長は、様々な業務を所管しているなか、効果的に滞納整理に取り組めるような体制づくりを行うこと。 【改善事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

イ 所属長は、定期的に個別債権ごとに進捗状況のチェックを行い、担当者をサポートすること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

(5) 全庁的な取組みについて

ア 法律に基づく処理を進める必要があるものについては、まず所管課において早期に対応するという共通認識を持ちながら、債権管理推進本部で方向性を決めるなど全庁一丸となった取組みを進めること。また、取組みにあたっては、各課が公平に対応していることを市民に理解いただけるようにすること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【収納推進課】

イ 市全体の債権管理をより円滑に進めていくために、債権管理推進本部や債権管理検討・推進部会の会議については、例えば四半期ごとなど、時期を決めて定期的を開催するよう努めること。

【改善事項】

【収納推進課】

(6) 滞納整理マニュアルについて

標準的な交渉の時期や回数を決めておくなど、より詳細なベース作りを行い、担当者がいつ、どのように動けば良いのかまで、より具体的にマニュアルに記載すること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

(7) 情報収集について

徴収する時機を逸することのないよう、継続して滞納者との接触を保つなど、常にアンテナを張りながら情報の収集に努めること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

(8) 多重債務者対策について

多重債務者に関して、市として保有している債権を「見える化」して、それについての支払計画を市として提案していけるよう検討すること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【収納推進課】

(9) 遅延利息の減免について

元金については、公平性の観点からも支払いを求めていく必要があるが、遅延利息については、元金を完納した後に免除することが可能かどうか、研究すること。 【要望事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】【市立四日市病院総務課】

(10) 不納欠損処理について

制度的に徴収することに限界がある場合は、長期間に渡り保持し続けることのないよう、不納欠損処理を行う必要がある。担当者、課内で抱え込まずに上司に報告を行い、さらに必要に応じ議会への報告を行うなど、今後の取組みにつなげること。

【改善事項】

【健康福祉課】【市営住宅課】【教育総務課】

【まとめ】

今回、「貸付金にかかる債権管理について」をテーマに監査を行ったところ、以上のとおり改善等を要する事項が認められた。

各所管課においては、様々な業務を行う中で、債権管理への取組みが十分でない面があるものと思われる。しかし、貸付金は、市民からいただく貴重な市税などを財源としており、公平公正な負担の確保という観点からも、債務の完全履行が求められるものである。償還期限内に返済が実行されるよう債権を管理し、未収金について督促や催告により返済を促し、訴訟手続等も視野に入れながら、回収に努めなければならない。

一方、死亡、行方不明など個々の事情によって回収ができなくなることもあることから、回収不能となった場合は、適時適切に法令等に基づき債権を消滅させ、不納欠損処理を行う必要がある。

今回のテーマとした貸付金は、私債権に該当するものであり、時効期間や債権の消滅にかかる要件など、債権管理の専門的な知識や技術、法令の見識等が必要とされるものである。この点については、債権管理推進本部による全庁的な取組みの推進により、各所管課における知識、ノウハウ等の向上が進められていることは評価したい。

各所管課においては、今後も公平公正を第一としながら、全庁的に統一した取組みが図れるよう、債権管理推進本部と緊密な連携を図りながら、より積極的に債権管理に取り組んでいくことを期待するものである。

第4 参考資料

関係法令等（抜粋） （特徴的な項目を枠囲い「」で補足）

1. 地方自治法

債権の放棄、訴えの提起等に係る議決事件の規定

（議決事件）

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (10) 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁に関すること。

債権の放棄、訴えの提起に関する市長の専決処分及び議会報告に関する規定

（議会の委任による専決処分）

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

納入の通知に関する規定

（歳入の収入の方法）

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

債権に係る定義

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

債権の定義、督促、強制執行、徴収停止、免除等の規定

（債権）

第240条 この章において「債権」とは、金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利をいう。

- 2 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その督促、強制執行その他その保全及び取立てに関し必要な措置をとらなければならない。
- 3 普通地方公共団体の長は、債権について、政令の定めるところにより、その徴収停止、履行期限の延長又は当該債権に係る債務の免除をすることができる。

2. 地方自治法施行令

債権に関する調定及び納入通知の規定

(歳入の調定及び納入の通知)

第 154 条 地方自治法第 231 条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

- 2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。
- 3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

債権に関する督促の規定

(督促)

第 171 条 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する歳入に係る債権を除く。）について、履行期限までに履行しない者があるときは、期限を指定してこれを督促しなければならない。

私債権の強制執行に関する規定

(強制執行等)

第 171 条の 2 普通地方公共団体の長は、債権（地方自治法第 231 条の 3 第 3 項に規定する歳入に係る債権（以下「強制徴収により徴収する債権」という。）を除く。）について、地方自治法第 231 条の 3 第 1 項又は前条の規定による督促をした後相当の期間を経過してもなお履行されないときは、次の各号に掲げる措置をとらなければならない。ただし、第 171 条の 5 の措置をとる場合又は第 171 条の 6 の規定により履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続をとり、又は保証人に対して履行を請求すること。
- (2) 債務名義のある債権（次号の措置により債務名義を取得したものを含む。）については、強制執行の手続をとること。
- (3) 前 2 号に該当しない債権（第 1 号に該当する債権で同号の措置をとつてなお履行されないものを含む。）については、訴訟手続（非訟事件の手続を含む。）により履行を請求すること。

債権の各種取扱い（履行期限の繰上げ～延期・免除等）に関する規定

(履行期限の繰上げ)

第 171 条の 3 普通地方公共団体の長は、債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。ただし、第 171 条の 6 第 1 項各号の一に該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りでない。

(債権の申出等)

第 171 条の 4 普通地方公共団体の長は、債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を

受けたこと等を知った場合において、法令の規定により当該普通地方公共団体が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

- 2 前項に規定するもののほか、普通地方公共団体の長は、債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続をとる等必要な措置をとらなければならない。

（徴収停止）

第 171 条の 5 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）で履行期限後相当の期間を経過してもなお完全に履行されていないものについて、次の各号の一に該当し、これを履行させることが著しく困難又は不適當であると認めるときは、以後その保全及び取立てをしないことができる。

- (1) 法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなく、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
- (2) 債務者の所在が不明であり、かつ、差し押えることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
- (3) 債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（履行延期の特約等）

第 171 条の 6 普通地方公共団体の長は、債権（強制徴収により徴収する債権を除く。）について、次の各号の一に該当する場合においては、その履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合において、当該債権の金額を適宜分割して履行期限を定めることを妨げない。

- (1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
- (2) 債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
- (3) 債務者について災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため、履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
- (4) 損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
- (5) 貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従つて第三者に貸付けを行なった場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、第 1 号から第 3 号までの一に該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

- 2 普通地方公共団体の長は、履行期限後においても、前項の規定により履行期限を延長する特約又は処分をすることができる。この場合においては、既に発生した履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金（次条において「損害賠償金等」という。）に係る債権は、徴収すべきものとする。

（免除）

第 171 条の 7 普通地方公共団体の長は、前条の規定により債務者が無資力又はこれに近い状態にあるため履行延期の特約又は処分をした債権について、当初の履行期限（当初の履行期限後に履行延期の特約又は処分をした場合は、最初に履行延期の特約又は処分をした日）から十年を経過した後におい

て、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権及びこれに係る損害賠償金等を免除することができる。

2 前項の規定は、前条第1項第5号に掲げる理由により履行延期の特約をした貸付金に係る債権で、同号に規定する第三者が無資力又はこれに近い状態にあることに基づいて当該履行延期の特約をしたものについて準用する。この場合における免除については、債務者が当該第三者に対する貸付金について免除することを条件としなければならない。

3 前2項の免除をする場合については、普通地方公共団体の議会の議決は、これを要しない。

3. 地方税法

滞納処分の執行停止に関する規定

(滞納処分の停止の要件等)

第15条の7 地方団体の長は、滞納者につき次の各号の一に該当する事実があると認めるときは、滞納処分の執行を停止することができる。

- (1) 滞納処分をすることができる財産がないとき。
- (2) 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
- (3) その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

4 第1項の規定により滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が3年間継続したときは、消滅する。

5 第1項第1号の規定により滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるときその他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、前項の規定にかかわらず、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

地方税の時効（5年）に関する規定

(地方税の消滅時効)

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利(以下この款において「地方税の徴収権」という。)は、法定納期限(次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日)の翌日から起算して5年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

- (1) 第17条の5第2項又は前条第1項第1号、第2号若しくは第4号若しくは同条第3項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第17条の5第2項の更正若しくは決定があつた日又は前条第1項第1号の裁決等があつた日、同項第2号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第4号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第3項各号に定める日

- (2) 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

2 前項の場合には、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする。

3 地方税の徴収権の時効については、本款に別段の定があるものを除き、民法の規定を準用する。

地方税の時効の中断に関する規定

(時効の中断及び停止)

第 18 条の 2 地方税の徴収権の時効は、次の各号に掲げる処分に係る部分の地方団体の徴収金につき、その処分の効力が生じた時に中断し、当該各号に定める期間を経過した時から更に進行する。

- (1) 納付又は納入に関する告知 その告知に指定された納付又は納入に関する期限までの期間
- (2) 督促 督促状又は督促のための納付若しくは納入の催告書を発した日から起算して 10 日を経過した日（中略）までの期間
- (3) 交付要求 その交付要求がされている期間（以下略）

地方税の秘密漏えいに関する罰則規定

（秘密漏えいに関する罪）

第 22 条 地方税に関する調査（中略）若しくは租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号）の規定に基づいて行う情報の提供のための調査に関する事務又は地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者は、これらの事務に関して知り得た秘密を漏らし、又は窃用した場合には、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

4. 民事執行法

債務名義に関する規定

（債務名義）

第 22 条 強制執行は、次に掲げるもの（以下「債務名義」という。）により行う。

- (1) 確定判決
- (2) 仮執行の宣言を付した判決
- (3) 抗告によらなければ不服を申し立てることができない裁判（確定しなければその効力を生じない裁判にあつては、確定したものに限る。）
- (3)の 2 仮執行の宣言を付した損害賠償命令
- (4) 仮執行の宣言を付した支払督促
- (7) 確定判決と同一の効力を有するもの（第 3 号に掲げる裁判を除く。）

（不動産執行の方法）

第 43 条 不動産（登記することができない土地の定着物を除く。以下この節において同じ。）に対する強制執行（以下「不動産執行」という。）は、強制競売又は強制管理の方法により行う。これらの方法は、併用することができる。

2 金銭の支払を目的とする債権についての強制執行については、不動産の共有持分、登記された地上権及び永小作権並びにこれらの権利の共有持分は、不動産とみなす。

（動産執行の開始等）

第 122 条 動産（登記することができない土地の定着物、土地から分離する前の天然果実で 1 月以内に収穫することが確実であるもの及び裏書の禁止されている有価証券以外の有価証券を含む。以下この節、次章及び第 4 章において同じ。）に対する強制執行（以下「動産執行」という。）は、執行官の目的物に対する差押えにより開始する。

2 動産執行においては、執行官は、差押債権者のためにその債権及び執行費用の弁済を受領することができる。

(債権執行の開始)

第 143 条 金銭の支払又は船舶若しくは動産の引渡しを目的とする債権（動産執行の目的となる有価証券が発行されている債権を除く。以下この節において「債権」という。）に対する強制執行（第 167 条の 2 第 2 項に規定する少額訴訟債権執行を除く。以下この節において「債権執行」という。）は、執行裁判所の差押命令により開始する。

(執行裁判所)

第 144 条 債権執行については、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所が、この普通裁判籍がないときは差し押さえるべき債権の所在地を管轄する地方裁判所が、執行裁判所として管轄する。

差押え禁止に関する規定

(差押禁止債権)

第 152 条 次に掲げる債権については、その支払期に受けるべき給付の 4 分の 3 に相当する部分（その額が標準的な世帯の必要生計費を勘案して政令で定める額を超えるときは、政令で定める額に相当する部分）は、差し押さえてはならない。

- (1) 債務者が国及び地方公共団体以外の者から生計を維持するために支給を受ける継続的給付に係る債権
- (2) 給料、賃金、俸給、退職年金及び賞与並びにこれらの性質を有する給与に係る債権

5. 民事訴訟法

少額訴訟に関する根拠規定

(少額訴訟の要件等)

第 368 条 簡易裁判所においては、訴訟の目的の価額が 60 万円以下の金銭の支払の請求を目的とする訴えについて、少額訴訟による審理及び裁判を求めることができる。ただし、同一の簡易裁判所において同一の年に最高裁判所規則で定める回数を超えてこれを求めることができない。

- 2 少額訴訟による審理及び裁判を求める旨の申述は、訴えの提起の際にしなければならない。
- 3 前項の申述をするには、当該訴えを提起する簡易裁判所においてその年に少額訴訟による審理及び裁判を求めた回数を届け出なければならない。

○参考：民事訴訟規則

(少額訴訟を求め得る回数・法第 368 条)

第 223 条 法第 368 条（少額訴訟の要件等）第 1 項ただし書の最高裁判所規則で定める回数は、10 回とする。

支払督促に関する根拠規定

(支払督促の要件)

第 382 条 金銭その他の代替物又は有価証券の一定の数量の給付を目的とする請求については、裁判所書記官は、債権者の申立てにより、支払督促を発することができる。(以下略)

(支払督促の申立て)

第 383 条 支払督促の申立ては、債務者の普通裁判籍の所在地を管轄する簡易裁判所の裁判所書記官に対してする。

支払督促の異議申立に係る訴えの提起に関する規定

(督促異議の申立てによる訴訟への移行)

第 395 条 適法な督促異議の申立てがあったときは、督促異議に係る請求については、その目的の価額に従い、支払督促の申立ての時に、支払督促を発した裁判所書記官の所属する簡易裁判所又はその所在地を管轄する地方裁判所に訴えの提起があったものとみなす。(以下略)

6. 裁判所法

地方裁判所の裁判権に関する規定

(裁判権)

第 24 条 地方裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

- (1) 第 33 条第 1 項第 1 号の請求以外の請求に係る訴訟(第 31 条の 3 第 1 項第 2 号の人事訴訟を除く。)及び第 33 条第 1 項第 1 号の請求に係る訴訟のうち不動産に関する訴訟の第一審
- (2) 第 16 条第 4 号の罪及び罰金以下の刑に当たる罪以外の罪に係る訴訟の第一審
- (3) 第 16 条第 1 号の控訴を除いて、簡易裁判所の判決に対する控訴
- (4) 第 7 条第 2 号及び第 16 条第 2 号の抗告を除いて、簡易裁判所の決定及び命令に対する抗告

簡易裁判所の扱う訴訟額に関する規定

(裁判権)

第 33 条 簡易裁判所は、次の事項について第一審の裁判権を有する。

- (1) 訴訟の目的の価額が百四十万円を超えない請求(行政事件訴訟に係る請求を除く。)

7. 地方公務員法

公務員の守秘義務に関する規定

(秘密を守る義務)

第 34 条 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

8. 破産法

破産債権の免責に関する規定

(免責許可の決定の効力等)

第 253 条 免責許可の決定が確定したときは、破産者は、破産手続による配当を除き、破産債権につい

て、その責任を免れる。ただし、次に掲げる請求権については、この限りでない。

- (1) 租税等の請求権（以下略）
- (2) 破産者が悪意で加えた不法行為に基づく損害賠償請求権

9. 行政不服審査法

不服申立てに関する規定

（審査請求期間）

第 14 条 審査請求は、処分があつたことを知つた日の翌日から起算して 60 日以内（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定があつたことを知つた日の翌日から起算して 30 日以内）に、しなければならない。ただし、天災その他審査請求をしなかつたことについてやむをえない理由があるときは、この限りでない。

- 2 前項ただし書の場合における審査請求は、その理由がやんだ日の翌日から起算して 1 週間以内に行ななければならない。
- 3 審査請求は、処分（当該処分について異議申立てをしたときは、当該異議申立てについての決定）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。

10. 民法

公示送達に関する規定

（公示による意思表示）

第 98 条 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、公示の方法によってすることができる。

- 2 前項の公示は、公示送達に関する民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）の規定に従い、裁判所の掲示場に掲示し、かつ、その掲示があつたことを官報に少なくとも 1 回掲載して行う。ただし、裁判所は、相当と認めるときは、官報への掲載に代えて、市役所、区役所、町村役場又はこれらに準ずる施設の掲示場に掲示すべきことを命ずることができる。
- 3 公示による意思表示は、最後に官報に掲載した日又はその掲載に代わる掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に、相手方に到達したものとみなす。ただし、表意者が相手方を知らないこと又はその所在を知らないことについて過失があつたときは、到達の効力を生じない。
- 4 公示に関する手続は、相手方を知ることができない場合には表意者の住所地の、相手方の所在を知ることができない場合には相手方の最後の住所地の簡易裁判所の管轄に属する。
- 5 裁判所は、表意者に、公示に関する費用を予納させなければならない。

時効の効力等に関する規定

（時効の効力）

第 144 条 時効の効力は、その起算日にさかのぼる。

（時効の援用）

第 145 条 時効は、当事者が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。

(時効の利益の放棄)

第 146 条 時効の利益は、あらかじめ放棄することができない。

時効の中断及び効力に関する規定

(時効の中断事由)

第 147 条 時効は、次に掲げる事由によって中断する。

- (1) 請求
- (2) 差押え、仮差押え又は仮処分
- (3) 承認

(時効の中断の効力が及ぶ者の範囲)

第 148 条 前条の規定による時効の中断は、その中断の事由が生じた当事者及びその承継人の間においてのみ、その効力を有する。

(裁判上の請求)

第 149 条 裁判上の請求は、訴えの却下又は取下げの場合には、時効の中断の効力を生じない。

(支払督促)

第 150 条 支払督促は、債権者が民事訴訟法第 392 条 に規定する期間内に仮執行の宣言の申立てをしないことによりその効力を失うときは、時効の中断の効力を生じない。

(和解及び調停の申立て)

第 151 条 和解の申立て又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）若しくは家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）による調停の申立ては、相手方が出頭せず、又は和解若しくは調停が調わないときは、1 箇月以内に訴えを提起しなければ、時効の中断の効力を生じない。

(破産手続参加等)

第 152 条 破産手続参加、再生手続参加又は更生手続参加は、債権者がその届出を取り下げ、又はその届出が却下されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(催告)

第 153 条 催告は、6 箇月以内に、裁判上の請求、支払督促の申立て、和解の申立て、民事調停法若しくは家事事件手続法による調停の申立て、破産手続参加、再生手続参加、更生手続参加、差押え、仮差押え又は仮処分をしなければ、時効の中断の効力を生じない。

(差押え、仮差押え及び仮処分)

第 154 条 差押え、仮差押え及び仮処分は、権利者の請求により又は法律の規定に従わないことにより取り消されたときは、時効の中断の効力を生じない。

(承認)

第 156 条 時効の中断の効力を生ずべき承認をするには、相手方の権利についての処分につき行為能力又は権限があることを要しない。

(中断後の時効の進行)

第 157 条 中断した時効は、その中断の事由が終了した時から、新たにその進行を始める。

2 裁判上の請求によって中断した時効は、裁判が確定した時から、新たにその進行を始める。

(債権等の消滅時効)

第 167 条 債権は、10 年間行使しないときは、消滅する。

2 債権又は所有権以外の財産権は、20 年間行使しないときは、消滅する。

(定期金債権の消滅時効)

第 168 条 定期金の債権は、第 1 回の弁済期から 20 年間行使しないときは、消滅する。最後の弁済期から 10 年間行使しないときも、同様とする。

2 定期金の債権者は、時効の中断の証拠を得るため、いつでも、その債務者に対して承認書の交付を求めることができる。

(定期給付債権の短期消滅時効)

第 169 条 年又はこれより短い時期によって定めた金銭その他の物の給付を目的とする債権は、5 年間行使しないときは、消滅する。

確定判決に係る金銭債権の時効 10 年に関する根拠規定

(判決で確定した権利の消滅時効)

第 174 条の 2 確定判決によって確定した権利については、10 年より短い時効期間の定めがあるものであっても、その時効期間は、10 年とする。裁判上の和解、調停その他確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利についても、同様とする。

2 前項の規定は、確定の時に弁済期の到来していない債権については、適用しない。

法定利率 5% に関する根拠規定

(法定利率)

第 404 条 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、年 5 分とする。

11. その他の個別法等

○債権管理事務取扱規則（昭和 31 年大蔵省令第 86 号）

(通則)

第 1 条 国の債権の管理等に関する法律（昭和 31 年法律第 114 号。以下「法」という。）第 2 条第 4

項に規定する歳入徴収官等（以下「歳入徴収官等」という。）の事務取扱その他国の債権の管理に関する事務の取扱については、他の法令に定めるもののほか、この省令の定めるところによる。

債権の放棄に関連する規定

（債権を消滅したものとみなして整理する場合）

第30条 歳入徴収官等は、その所掌に属する債権で債権管理簿に記載し、又は記録したものについて、次の各号に掲げる事由が生じたときは、その事の経過を明らかにした書類を作成し、当該債権の全部又は一部が消滅したものとみなして整理するものとする。

- (1) 当該債権につき消滅時効が完成し、かつ、債務者がその援用をする見込があること。
- (2) 債務者である法人の清算が終了したこと（当該法人の債務につき弁済の責に任ずべき他の者があり、その者について第1号から第4号までに掲げる事由がない場合を除く。）。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があつた場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける債権及び国以外の者の権利の金額の合計額をこえないと見込まれること。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免かれたこと。
- (5) 当該債権の存在につき法律上の争がある場合において、法務大臣が勝訴の見込がないものと決定したこと。

○地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

（平成19年3月27日総税企第55号総務省自治税務局企画課長通知）

強制徴収公債権に係る情報共有に関する通知

2 地方団体における徴収体制の整備

(3) 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情などに応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第79条の2及び地方自治法第231条の3③）ことから、国税徴収法第141条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第22条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。

保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

○四日市市個人情報保護条例

個人情報保護に係る職員の義務に関する規定

（実施機関等の責務）

第3条 実施機関は、この条例の目的を達成するため、個人情報の保護について必要な措置を講じると

ともに、個人情報の保護の重要性について市民及び事業者の意識の啓発に努めるものとする。

- 2 実施機関の職員又は職員であった者は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

個人情報の利用及び提供に関する規定

(利用及び提供の制限)

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的の範囲を超えて、個人情報（特定個人情報を除く。以下この条において同じ。）を当該実施機関内で利用し、又は当該実施機関以外のものへ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に定めがあるとき。
- (2) 本人の同意を得ているとき又は本人へ提供するとき。
- (3) 公表することを目的として作成し、又は取得したとき。
- (4) 個人の生命、身体、健康又は財産に対する急迫の危険を避けるためやむを得ないと認めたとき。
- (5) 当該実施機関内で利用する場合又は他の実施機関に提供する場合において、当該個人情報を利用し、又は提供することに相当の理由があり、かつ、本人の権利利益を侵害するおそれがないと認められたとき。
- (6) 国等にその所掌する事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合において、当該事務の性質上当該個人情報を提供することがやむを得ないと認めたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上必要があると認めたとき。

2 実施機関は、前項ただし書の規定により、個人情報を利用し、又は提供するときは、個人の権利利益を侵害することのないようにするものとする。

3 実施機関は、第1項ただし書の規定により、実施機関以外のものへ個人情報を提供するときは、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他必要な制限を付し、又は当該個人情報の適正な取扱いのために必要な措置を講じることを求めるものとする。

○四日市市会計規則

不納欠損に関する規定

(欠損処分)

第28条 主管の長は、歳入金未納のもので欠損処分をしようとするときは、その都度納入義務者、収入科目、金額及びその事由を詳記した不納欠損書を作成し、市長の決裁を受けなければならない。

2 前項の手続が終わったときは、不納欠損書により会計管理者に通知しなければならない。